

3 2年目・3年目研修（養護教諭・栄養教諭）実施要領

（目的）

第1 2年目・3年目研修（養護教諭・栄養教諭）は、初任者研修を終えた教員に対して、現職研修の一環として、それぞれ1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

（対象）

第2 2年目・3年目研修（養護教諭・栄養教諭）の対象は、次に掲げる者とする。

(1) 市町村立の小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）（以下「小・中学校」という。）の養護教諭・栄養教諭に採用され、原則として初任者研修（養護教諭・栄養教諭）を修了した者（3年目研修（養護教諭・栄養教諭）は2年目研修（養護教諭・栄養教諭）を修了した者）

(2) 県立学校の養護教諭・栄養教諭に採用され、原則として初任者研修（養護教諭・栄養教諭）を修了した者

2 県教育委員会又は市町村教育委員会（研修者の所属する学校を所轄する教育委員会をいう。以下同じ。）は、その所轄する学校の研修者について、年間研修計画に従い、1年間の研修を実施するものとする。

（研修）

第3 研修は、次の表のとおりとする。

	校内研修	校外研修
2年目研修	・自己研修 (5時間程度※)	年間2日間 本庁研修 2日間 総合教育センターにおいて、教諭と一部合同
3年目研修	・自己研修 (5時間程度※)	年間1日間 本庁研修 1日間 総合教育センターにおいて、教諭と一部合同

※5時間程度… 5時間を下回ることなく○時間に近い時数を設定するという意味で「程度」として
いること。他の箇所も同様。

（校内組織及び研修）

第4 実施する学校においては、担当教員を置く。

2 校長、副校長は、研修者に対する指導及び助言を行うとともに、研修者の教育活動等に関する相談に
応ずるものとする。

3 担当教員は、校長、副校長の指導の下に、研修者に対する指導及び助言を行うものとする。

4 担当教員は、研修者に対する指導及び助言の状況を把握し、系統的、組織的な研修が行われるよう
にしなければならない。

（研修計画）

第5 県教育委員会は、第3の表に掲げる研修について、研修計画を作成するものとする。

（年間研修計画書）

第6 校長は、県教育委員会が作成した研修計画に基づき、担当教員等の参画を得て、当該学校にお
ける2年目研修年間研修計画書（様式5）または3年目研修年間研修計画書（様式7）を作成するもの
とする。

- 2 校長は、2年目研修年間研修計画書（様式5）または3年目研修年間研修計画書（様式7）を、小・中学校にあっては市町村教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に提出するものとする。
- 3 市町村教育委員会は、第6第2項の規定により提出された年間研修計画書（様式5または様式7）を、県教育委員会に提出するものとする。この場合において、当該市町村教育委員会を所轄する教育事務所を経由するものとする。

（年間研修報告書）

- 第7 校長は、2年目研修年間研修計画または3年目研修年間研修計画の実施結果を2年目研修年間研修報告書（様式5）または3年目研修年間研修報告書（様式7）に取りまとめるものとする。
- 2 校長は、2年目研修年間研修報告書（様式5）または3年目研修年間研修報告書（様式7）を、小・中学校にあっては市町村教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に提出するものとする。
 - 3 市町村教育委員会は、第7第2項の規定により提出された年間研修報告書（様式5または様式7）を、県教育委員会に提出するものとする。この場合において、当該市町村教育委員会を所轄する教育事務所を経由するものとする。

（実施体制等）

- 第8 県教育委員会は、2年目・3年目研修の実施状況を把握し、その適正な実施のために必要な指導及び助言を行うものとする。

（補 則）

- 第9 この要領に定めるもののほか2年目・3年目研修の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

4 2年目・3年目研修（養護教諭・栄養教諭）研修計画作成要領

I 総則

- 第1 県教育委員会は、2年目・3年目研修（養護教諭・栄養教諭）実施要領第5に基づき、研修計画を作成するものとする。
- 第2 研修計画の作成に当たっては、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」を踏まえて作成するものとする。

II 校内における研修及び校外における研修

（方法）

- 第3 研修者は、1年間、校内において校長、副校長及び担当教員を中心とする指導及び助言による研修をするとともに、校外において本庁等における研修をするものとする。

（日数等）

- 第4 校内における研修は、自己研修とし、2年目研修では年間5時間程度※、3年目研修では年間5時間程度※実施することとする。

※○時間程度・・・○時間を下回ることなく、○時間に近い時数を設定するという意味で「程度」としている。他の箇所も同様。

- 2 校外における本庁等の研修日数は、2年目研修では年間2日間、3年目研修では年間1日間確保されなければならないものとする。

（内容）

- 第5 研修内容については、研修者の必要性に応じて精選・重点化を図るとともに、職務遂行の状況や研修者の指導力等の状況等に応じて適時性と系統性をもたせるようにする。

- 2 校内における研修及び校外における研修は、教員としての素養、専門領域における職務、生徒指導力、マネジメント力、復興教育の視点、キャリア教育の視点、特別支援教育の視点等、養護教諭・栄養教諭の職務の遂行に必要な事項について実施するものとする。

（担当教員を中心とする指導及び助言）

- 第6 校長、副校長は、研修者の指導及び助言に当たるものとする。
- 2 担当教員は、校長、副校長の指導の下に、研修者に対して指導及び助言を行うとともに、研修者の教育活動等に関する相談に応ずるものとする。
- 3 校長及び副校長は、研修者に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通して系統的、組織的な研修が行われるようにする。

（校外研修）

- 第7 校外における研修は、講義、演習等を行うものとする。

III その他

（保護者等への配慮）

- 第8 研修の計画及び実施に当たっては、保護者や地域社会の理解や協力が得られるように配慮するものとする。